石川県公報

令和　８　年　10　月　30　日

第　１３９５４　号（金曜日）

毎週２回　火曜　金曜発行

目　　次

告　　示

○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（厚生政策課）　1

○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定（　同　）　1

○令和８管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいか）の一部変更（水　産　課）　1

○公有水面埋立ての免許の出願（港　湾　課）　2

公　　告

○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出の公告（建築住宅課）　5

○入札公告（教育委員会事務局）　6

教育委員会

○博物館の登録　7

告　　示

石川県告示第339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和８年10月30日

石川県知事　山　野　之　義

指定介護事業者		指定介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人寿福祉会	輪島市山岸町い26－２	小規模多機能ホーム絆	白山市中奥町172番地１	令和８年８月５日

石川県告示第340号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和８年10月30日

石川県知事　山　野　之　義

指定介護事業者		指定介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人寿福祉会	輪島市山岸町い26－２	小規模多機能ホーム絆	白山市中奥町172番地１	令和８年８月５日

石川県告示第341号

令和８管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいか）（令和８年石川県告示第112号）の一部を令和８年10月６日に次のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第５項において準用する同条第４項の規定により公表する。

令和８年10月30日

石川県知事　山　野　之　義

変更後	変更前
第２　くろまぐろ（大型魚） １　都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 71.2トン ２　知事管理区分に配分する数量	第２　くろまぐろ（大型魚） １　都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 76.2トン ２　知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	60.5トン
石川県漁船漁業	8.7トン

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	65.5トン
石川県漁船漁業	8.7トン

石川県告示第342号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第２条第１項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、公有水面埋立法第３条第１項の規定により、同法第２条第２項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和８年10月30日から同年11月20日まで石川県土木部港湾課及び奥能登土木総合事務所において縦覧に供する。

令和８年10月30日

石川県知事　山　野　之　義

１　出願年月日

令和８年10月16日

２　出願者の名称

石川県、輪島市

３　埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

⑴　埋立区域

ア　位置

㋐　全体

輪島市塚田町弐部28－２番地から同町参部15－３番地を経て同市稲舟町大浜８－２甲２番地に至る地先公有水面

㋑　１工区

輪島市塚田町弐部28－２番地から同町参部15－３番地を経て同市稲舟町大浜８－２甲２番地に至る地先公有水面

㋒　２工区

輪島市塚田町弐部28－２番地から同町参部15－３番地を経て同市稲舟町大浜８－２甲２番地に至る地先公有水面

イ　区域

㋐　全体

次の各地点のうち①の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線、⑨の地点から㊴の地点まで及び㊴の地点から①の地点までの間におけるD.L.+0.69mの汀線により囲まれた区域

基点：国土地理院　光浦四等三角点（北緯37度24分04.9087秒、東経136度53分24.6351秒）

①の地点　基点から　106度18分24秒　2,330.81メートルの地点

②の地点　①の地点から　0度00分00秒　112.4メートルの地点

③の地点　②の地点から　90度00分00秒　5.62メートルの地点

④の地点　③の地点から　0度00分00秒　365.51メートルの地点

⑤の地点　④の地点から　45度00分00秒　307.22メートルの地点

⑥の地点　⑤の地点から　135度00分00秒　541.30メートルの地点

⑦の地点　⑥の地点から　180度00分00秒　200.00メートルの地点
⑧の地点　⑦の地点から　90度00分00秒　7.23メートルの地点
⑨の地点　⑧の地点から　180度00分00秒　169.15メートルの地点
⑩の地点　⑨の地点から　280度43分50秒　16.15メートルの地点
⑪の地点　⑩の地点から　271度39分40秒　20.00メートルの地点
⑫の地点　⑪の地点から　261度04分39秒　20.24メートルの地点
⑬の地点　⑫の地点から　259度22分49秒　20.34メートルの地点
⑭の地点　⑬の地点から　268度13分28秒　20.00メートルの地点
⑮の地点　⑭の地点から　274度53分13秒　20.07メートルの地点
⑯の地点　⑮の地点から　269度08分26秒　20.00メートルの地点
⑰の地点　⑯の地点から　279度33分52秒　20.28メートルの地点
⑱の地点　⑰の地点から　288度49分46秒　21.13メートルの地点
⑲の地点　⑱の地点から　274度51分30秒　20.07メートルの地点
⑳の地点　⑲の地点から　255度33分36秒　20.65メートルの地点
㉑の地点　⑳の地点から　262度52分30秒　20.15メートルの地点
㉒の地点　㉑の地点から　260度52分54秒　20.25メートルの地点
㉓の地点　㉒の地点から　270度37分49秒　20.00メートルの地点
㉔の地点　㉓の地点から　270度54分53秒　20.04メートルの地点
㉕の地点　㉔の地点から　275度01分45秒　20.07メートルの地点
㉖の地点　㉕の地点から　274度39分34秒　20.06メートルの地点
㉗の地点　㉖の地点から　261度11分21秒　20.23メートルの地点
㉘の地点　㉗の地点から　274度54分55秒　20.07メートルの地点
㉙の地点　㉘の地点から　273度00分19秒　20.02メートルの地点
㉚の地点　㉙の地点から　279度05分25秒　20.25メートルの地点
㉛の地点　㉚の地点から　293度10分15秒　21.75メートルの地点
㉜の地点　㉛の地点から　338度01分53秒　53.46メートルの地点
㉝の地点　㉜の地点から　244度24分20秒　22.17メートルの地点
㉞の地点　㉝の地点から　272度51分45秒　20.02メートルの地点
㉟の地点　㉞の地点から　270度00分00秒　20.00メートルの地点
㊱の地点　㉟の地点から　265度42分39秒　20.05メートルの地点
㊲の地点　㊱の地点から　277度07分30秒　20.15メートルの地点
㊳の地点　㊲の地点から　268度16分54秒　20.00メートルの地点
㊴の地点　㊳の地点から　268度51分15秒　20.00メートルの地点

(イ)　１工区

次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点から㉞の地点まで及び㉞の地点から①の地点までの間におけるD.L.+0.69mの汀線により囲まれた区域

基点：国土地理院　光浦四等三角点（北緯37度24分04.9087秒、東経136度53分24.6351秒）

①の地点　基点から　106度18分24秒　2,330.81メートルの地点
②の地点　①の地点から　0度00分00秒　112.4メートルの地点
③の地点　②の地点から　90度00分00秒　612.85メートルの地点
④の地点　③の地点から　180度00分00秒　169.15メートルの地点
⑤の地点　④の地点から　280度43分50秒　16.15メートルの地点
⑥の地点　⑤の地点から　271度39分40秒　20.00メートルの地点
⑦の地点　⑥の地点から　261度04分39秒　20.24メートルの地点
⑧の地点　⑦の地点から　259度22分49秒　20.34メートルの地点
⑨の地点　⑧の地点から　268度13分28秒　20.00メートルの地点
⑩の地点　⑨の地点から　274度53分13秒　20.07メートルの地点
⑪の地点　⑩の地点から　269度08分26秒　20.00メートルの地点

⑫の地点　⑪の地点から　279度33分52秒　20.28メートルの地点
⑬の地点　⑫の地点から　288度49分46秒　21.13メートルの地点
⑭の地点　⑬の地点から　274度51分30秒　20.07メートルの地点
⑮の地点　⑭の地点から　255度33分36秒　20.65メートルの地点
⑯の地点　⑮の地点から　262度52分30秒　20.15メートルの地点
⑰の地点　⑯の地点から　260度52分54秒　20.25メートルの地点
⑱の地点　⑰の地点から　270度37分49秒　20.00メートルの地点
⑲の地点　⑱の地点から　270度54分53秒　20.04メートルの地点
⑳の地点　⑲の地点から　275度01分45秒　20.07メートルの地点
㉑の地点　⑳の地点から　274度39分34秒　20.06メートルの地点
㉒の地点　㉑の地点から　261度11分21秒　20.23メートルの地点
㉓の地点　㉒の地点から　274度54分55秒　20.07メートルの地点
㉔の地点　㉓の地点から　273度00分19秒　20.02メートルの地点
㉕の地点　㉔の地点から　279度05分25秒　20.25メートルの地点
㉖の地点　㉕の地点から　293度10分15秒　21.75メートルの地点
㉗の地点　㉖の地点から　338度01分53秒　53.46メートルの地点
㉘の地点　㉗の地点から　244度24分20秒　22.17メートルの地点
㉙の地点　㉘の地点から　272度51分45秒　20.02メートルの地点
㉚の地点　㉙の地点から　270度00分00秒　20.00メートルの地点
㉛の地点　㉚の地点から　265度42分39秒　20.05メートルの地点
㉜の地点　㉛の地点から　277度07分30秒　20.15メートルの地点
㉝の地点　㉜の地点から　268度16分54秒　20.00メートルの地点
㉞の地点　㉝の地点から　268度51分15秒　20.00メートルの地点

(ｳ)　２工区

次の各地点のうち①の地点と⑤の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点：国土地理院　光浦四等三角点（北緯37度24分04.9087秒、東経136度53分24.6351秒）

①の地点　基点から　103度35分15秒　2,307.24メートルの地点
②の地点　①の地点から　0度00分00秒　365.51メートルの地点
③の地点　②の地点から　45度00分00秒　307.22メートルの地点
④の地点　③の地点から　135度00分00秒　541.30メートルの地点
⑤の地点　④の地点から　180度00分00秒　200.00メートルの地点

ウ　面積

(ｱ)　全体

346,344.97平方メートル

(ｲ)　１工区

93,539.47平方メートル

(ｳ)　２工区

252,805.50平方メートル

⑵　埋立てに関する工事の施行区域

ア　位置

(ｱ)　全体

輪島市マリンタウン９番地、５番地、同市稲舟町歌波６－３番地、14－２番地、15－２番地、15－３番地、同町大浜４－２番地、３－３番地、３－２番地、５－２番地、５－１番地、５－４番地、８－４番地、８－２乙－１番地、８－２甲－１番地、８－２甲－２番地、９－２番地、16－２番地、16－３番地、17－２番地、17－３番地、18－２番地及び18－３番地の地内並びに同市マリンタウン９番地、５番地、同市塚田町弐部38－１番地から同市稲舟町歌波５－１及び同町大浜18－３番地の地先公有水面

(ｲ)　１工区

輪島市マリンタウン９番地、５番地、同市稲舟町歌波６－３番地、14－２番地、15－２番地、15－３番

地、同町大浜４－２番地、３－３番地、３－２番地、５－２番地、５－１番地、５－４番地、８－４番地、８－２乙－１番地、８－２甲－１番地、８－２甲－２番地、９－２番地、16－２番地、16－３番地、17－２番地、17－３番地、18－２番地及び18－３番地の地内並びに同市マリンタウン９番地、５番地、同市塚田町弐部38－１番地から同市稲舟町歌波５－１及び同町大浜18－３番地の地先公有水面

(ｳ)　２工区

輪島市マリンタウン９番地、５番地、同市稲舟町歌波６－３番地、14－２番地、15－２番地、15－３番地、同町大浜４－２番地、３－３番地、３－２番地、５－２番地、５－１番地、５－４番地、８－４番地、８－２乙－１番地、８－２甲－１番地、８－２甲－２番地、９－２番地、16－２番地、16－３番地、17－２番地、17－３番地、18－２番地及び18－３番地の地先公有水面

イ　区域

(ｱ)　全体

次の各地点のうち㋐の地点と㋕の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点：国土地理院　光浦四等三角点（北緯37度24分04.9087秒、東経136度53分24.6351秒）

㋐の地点　基点から　109度31分27秒　2,220.34メートルの地点
㋑の地点　㋐の地点から　0度00分00秒　627.64メートルの地点
㋒の地点　㋑の地点から　45度00分00秒　519.35メートルの地点
㋓の地点　㋒の地点から　135度00分00秒　753.43メートルの地点
㋔の地点　㋓の地点から　180度00分00秒　453.35メートルの地点
㋕の地点　㋔の地点から　266度39分04秒　150.25メートルの地点

(ｲ)　１工区

次の各地点のうち㋐の地点と㋔の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点：国土地理院　光浦四等三角点（北緯37度24分04.9087秒、東経136度53分24.6351秒）

㋐の地点　基点から　109度31分27秒　2,220.34メートルの地点
㋑の地点　㋐の地点から　0度00分00秒　350.00メートルの地点
㋒の地点　㋑の地点から　90度00分00秒　900.00メートルの地点
㋓の地点　㋒の地点から　180度00分00秒　341.22メートルの地点
㋔の地点　㋓の地点から　266度39分04秒　150.25メートルの地点

(ｳ)　２工区

次の各地点のうち㋐の地点と㋔の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点：国土地理院　光浦四等三角点（北緯37度24分04.9087秒、東経136度53分24.6351秒）

㋐の地点　基点から　104度31分18秒　2,161.73メートルの地点
㋑の地点　㋐の地点から　0度00分00秒　427.64メートルの地点
㋒の地点　㋑の地点から　45度00分00秒　519.35メートルの地点
㋓の地点　㋒の地点から　135度00分00秒　753.43メートルの地点
㋔の地点　㋓の地点から　180度00分00秒　262.13メートルの地点

ウ　面積

(ｱ)　全体

685,393.20平方メートル

(ｲ)　１工区

314,341.72平方メートル

(ｳ)　２工区

506,051.47平方メートル

4　埋立地の用途

緑地、道路用地

公　　告

指定構造計算適合性判定機関の変更の届出の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の８第２項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

令和８年10月30日

石川県知事　山　野　之　義

１　指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社建築構造センター

東京都新宿区新宿１丁目８番１号

２　変更する事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

（変更前）

岡山事務所

岡山県岡山市北区内山下１丁目３番19号

（変更後）

岡山事務所

岡山県岡山市北区磨屋町３番10号

３　変更する年月日

令和８年11月２日

入　札　公　告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和８年10月30日

石川県知事　山　野　之　義

１　一般競争入札に付する事項

⑴　業務名

石川県学び調査問題作成等補助業務

⑵　調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書に記載のとおり

⑶　履行期間

契約日から令和９年３月31日まで

⑷　入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成９年石川県告示第581号）に基づき、令和８年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

⑶　入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

⑷　次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力

団又は暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑸　令和６年４月１日から令和８年11月１日までの間に、国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を２回以上締結し、かつ、これらを全て履行した者であること。

⑹　本業務で作成補助を行った石川県学び調査について、令和９年度において調査問題の採点、データ集計・処理等の業務が受注可能であること。

⑺　プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けた者であること。

⑻　仕様書の詳細について、学校指導課の担当者から事前に説明を受け、内容を理解した者であること。

３　入札説明書の交付場所等

⑴　入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920－8580　金沢市鞍月１丁目１番地

石川県教育委員会事務局学校指導課小中学校教育グループ

電話番号　076－225－1827

⑵　入札説明書の交付方法

⑴の交付場所において交付、又は電子メールにより交付

⑶　入札説明書の交付期間

令和８年10月30日（金）から同年11月16日（月）までの県の機関の休日を除く毎日午前９時から午後５時まで

⑷　入札書の受領期限

令和８年11月17日（火）午前10時30分（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、⑴の場所とする。）

⑸　開札の日時及び場所

令和８年11月17日（火）午前11時30分

金沢市鞍月１丁目１番地　石川県庁行政庁舎17階　教育委員会室（教育政策課内）

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金

免除

⑶　無効の入札書

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

⑷　契約書の要否

要

⑸　落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑹　手続における交渉の有無

無

⑺　その他

詳細は、入札説明書による。

教　育　委　員　会

石川県教育委員会告示第31号

博物館法（昭和26年法律第285号）第14条第１項の規定により、次の博物館を博物館登録原簿に登録した。

令和８年10月30日

石　川　県　教　育　委　員　会

登　録　記　号　番　号	第36号
設　置　者　の　名　称	石川県
設　置　者　の　住　所	金沢市鞍月１丁目１番地
博　物　館　の　名　称	いしかわ動物園
博　物　館　の　所　在　地	能美市徳山町600番地
登　録　年　月　日	令和８年10月20日

発行人　〒920-8580　石川県金沢市鞍月１丁目１番地　　石　川　県
編　集　〒921-8002　石川県金沢市玉鉾４丁目166番地　㈱　共　栄　TEL(076)292-2236